

付 議 第 1 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に関する事務を教育委員会に委任することについて、協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 26 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

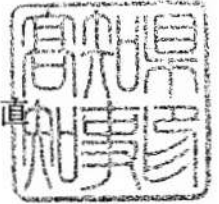
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

26 高行管第 357 号
平成 27 年 3 月 4 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久 様

高知県知事 尾崎 正直



事務委任の協議について

下記の事務については、所管する事務と一体的に執行することがより効果的かつ効率的であると考えられるので、貴委員会への委任について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

1 委任する事務

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）の幼保連携型認定こども園（法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務

- (1) 市町村（高知市を除く。）からの幼保連携型認定こども園の設置等の届出の受理（法第 16 条及び第 18 条第 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府 文部科学省令第 2 号）第 15 条第 2 項）
厚生労働省
- (2) 国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置等の認可等（当該処分に係る高知県幼保連携型認定こども園審議会からの意見の聴取を含む。）（法第 17 条（第 4 項を除く。）及び第 18 条第 1 項）
- (3) 法第 17 条第 1 項の認可に係る高知市長からの協議及び高知市長から送付される書類の写しの受理（法第 17 条第 4 項及び第 18 条第 2 項）
- (4) 高知市が幼保連携型認定こども園を設置したときに高知市長から提出される書類の受理（法第 18 条第 3 項）
- (5) 幼保連携型認定こども園の設置者又は園長に対する報告の徴収及び立入検査（監査事務を除く。）（法第 19 条第 1 項）
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置者に対する改善勧告及び改善命令（法第 20 条）

- (7) 幼保連携型認定こども園の設置者に対する事業停止命令及び施設閉鎖命令（当該処分に係る高知県幼保連携型認定こども園審議会からの意見の聴取を含む。）（法第21条）
- (8) 法第17条第1項の認可の取消し（当該処分に係る高知県幼保連携型認定こども園審議会からの意見の聴取を含む。）（法第22条）
- (9) (1) から (8) までに掲げる事務のほか、幼保連携型認定こども園に関する事務

2 委任する年月日

平成 27 年 4 月 1 日（ただし、幼保連携型認定こども園の設置の許可に係る準備行為に関することにあつては、委任の告示の高知県公報登載日）

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案説明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下、「法」という。）の改正により、幼保連携型認定こども園の法的位置づけが変わり、知事の権限に属する事務になったため、幼保連携型認定こども園に関する事務を、現在教育委員会が所管している認定こども園の認定事務と一体的に執行するためには、知事から幼保連携型認定こども園に関する事務の委任を新たに受けることが必要となったことから、知事から委任の協議があったことにつき、同意の議決を求めようとするものである。

記

【現 行】

教育委員会が保育所の認可等に係る事務を知事から委任を受けて行っている場合は、認定こども園の認定は教育委員会が行うことができる。（改正前法第 3 条第 1 項）

知事からの委任は不要



【改正後】

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）の認定は、現行どおり、教育委員会が保育所の認可等に係る事務を知事から委任を受けて行っている場合は、教育委員会が行うことができる。（改正後法第 3 条第 1 項）

幼保連携型認定こども園は、法改正により「学校かつ児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、私立は認可、公立は届出されるよう法的位置づけが変わり、幼保連携型認定こども園の認可等に係る事務は知事の権限に属する事務になった。（改正後法第 16 条・第 17 条）

- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
→ 知事からの委任は不要（現行どおり）
- 幼保連携型認定こども園
→ 知事からの委任が必要

〈委任する年月日〉

平成 27 年 4 月 1 日（ただし、幼保連携型認定こども園の設置の許可に係る準備行為に関することにあっては、委任の告示の高知県公報掲載日）



平成 27 年 4 月 1 日付け認可予定の施設があり、3 月中に高知県幼保連携型認定こども園審議会を開催する必要があるため。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等 （第 3 条―第 8 条）</p> <p>第 3 章 幼保連携型認定こども園（第 9 条―第 27 条）</p> <p>第 4 章 認定こども園に関する情報の提供等（第 28 条―第 31 条）</p> <p>第 5 章 雑則（第 31 条―第 37 条）</p> <p>第 6 章 罰則（第 38 条・第 39 条）</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等 （幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）</p> <p>第 3 条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をすする権限に基づく都道府県知事を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合）の認定を受けることができる。</p> <p>第 2 項～第 9 項 略</p> <p>第 4 条～第 8 条 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 認定こども園に関する認定手続等（第 3 条―第 11 条）</p> <p>第 3 章 認定こども園に関する特例（第 12 条―第 15 条）</p> <p>第 4 章 罰則（第 16 条）</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 認定こども園に関する認定手続等 （教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）</p> <p>第 3 条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をすする権限に基づく都道府県知事を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令・厚生労働省令で定める場合）の認定を受けることができる。</p>

第3章 幼保連携型認定こども園

第9条～第15条 略

(設置等の届出)

第16条 市町村（指定都市等を除く。次条第5項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第1項及び第34条第6項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)